

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年4月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成9年4月から10年3月まで
② 平成11年4月から同年12月まで

毎年、国民年金保険料の免除申請の手続を行っていたにもかかわらず、学生であった平成9年度及び無職であった11年4月から同年12月までの期間が未納となっている。

申立期間①は、A市への転入手続と併せて国民年金保険料の免除申請を自宅近くの同市区役所出張所で行い、申立期間②は、大学卒業後、実家に戻ったが、無職のため、国民年金保険料の免除申請を行った覚えがある。

申立期間①及び②について、国民年金保険料の免除承認期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B市は、当該期間に係る申立人の国民年金保険料の免除申請を平成11年5月31日付けで受け付け、当該期間を免除承認期間として記録していることが、同市が保管する申立人に係る国民年金被保険者履歴状況一覧により確認できる上、当該期間における申立人の世帯の所得状況、生活状況等を考えると、申立人は、国民年金保険料の免除基準を満たしていたものと推認でき、申立人は、当該期間について、申請免除が承認されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、「A市への転入手続と併せて国民年金保険料の免除申請を行った。」と主張しているところ、A市は、申立人に係る平成9年3月31日付け転入について、B市に対し、同年4月22日付けで転入通知を行っていることが住民票により確認できるものの、国民年

金の住所変更手続及び国民年金保険料の免除申請手続を行った場合は、A市において国民年金被保険者名簿が作成されることとなるが、同市には、申立人に係る当該名簿は無い上、オンライン記録及びB市が保管する国民年金被保険者履歴状況一覧のいずれにおいても当該期間の保険料は未納であり、免除申請を受け付けた記録も無いことから、申立人は、当該期間に係る住所変更手続及び免除申請手続を行っていない可能性がうかがわれる。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料の免除申請手続を行ったことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年4月から同年12月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 9 月まで

昭和 41 年頃、国民年金保険料の集金人から年金の必要性について説明を受け、1 年ないし 2 年遡って国民年金に加入した。

当時、夫にも国民年金保険料の未納があったので、夫と私の未納保険料を何度かに分割して一緒に集金人に支払い、集金人からは、「全部払ってつながった。」と言われた覚えがある。夫は全て納付済みとなっているのに、私のみ未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 12 月 19 日に払い出されており、この時点においては、申立期間のうち 39 年 4 月から同年 9 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が居住していた市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された日（昭和 41 年 12 月 19 日）からおおむね 1 年後の昭和 42 年 12 月 12 日に、その時点で納付可能である 40 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立期間の保険料は、当該過年度納付時点で、制度上、時効により納付できない上、当該被保険者名簿の当該期間に係る検認記録欄には、「時効消滅」の記録があり、当該期間は、保険料が納付されなかったため未納期間となっていることがうかがわれ、その記録はオンライン記録と一致する。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする集金人は既に死亡しており、納付状況等が不明であるなど、ほかに

申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から42年3月9日まで
② 昭和42年4月29日から43年2月10日まで

申立期間①及び②について、A社において勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思う。また、入社後1年ほど経過した時、保険証を使って病院で受診した覚えがあるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②当時の勤務状況等について詳細に覚えていることから、期間は特定できないものの、A社を勤務場所として業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和41年4月1日から43年2月13日までの期間において、厚生年金保険の被保険者である者の健康保険被保険者番号*番から*番までの514人の中に、申立人の氏名は見当たらず、同被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間①及び②当時、A社の社員であった。」と一貫して主張しているところ、申立期間①及び②の間の期間である、昭和42年3月9日から同年4月28日までの期間について、申立人はB社に在籍していたことが、雇用保険の加入記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる上、同社は、「当社は申立期間①及び②当時、A社の下請会社であり、A社で当社の社員が働いていた。」旨回答していることから、申立人は、当該期間当時、B社に在籍し、A社で業務に従事していた可能性を否定できない。

さらに、A社は、「申立人の在籍に関する記録及び資料は無く、申立期間当時、申立人が当社に在籍していたかどうかは不明である。」と回答しているほか、同社が加入するC健康保険組合は、「申立期間当時の資料は、文書保存期間規定の保存期限を経過しており、申立人に係る加入記録については確認できない。」旨回答している上、B社は、「申立人は、オンライン記録のとおり、昭和42年3月9日から同年4月28日までの期間当社に在籍していたと思われる。これ以外のことは、当時の資料等が残っていないので分からない。」旨回答しており、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。